

長久手市居場所支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長久手市居場所支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとし、その交付に関しては、長久手市補助金等交付規則（昭和60年長久手町規則第6号。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、地域住民が気軽に集まり、交流を行うことができる集い場の運営に必要な費用の一部を補助することにより、社会資源の発掘、新たな交流の創出による地域の活性化及び地域住民の孤立の解消を進め、地域共生社会の形成を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 長久手市に在住、在勤又は在学の者

(2) 長久手市に本店、支店、出張所、営業所、工場、事務所等を有する法人

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者としなないこととする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者が構成員又は役員となっている法人

(3) 長久手市に納付すべき市税の滞納が認められる者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる居場所支援事業（以下「補助対象事業」という。）は、第2条に規定する目的を達成するための場所を運営する事業とし、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

(1) 補助対象者が実施内容を定め、主に長久手市民を対象に幅広く事業参加者を募り、自由に話し合いや意見交換を行うことができること。

- (2) 補助対象者が実施のための会場を定めること。
- (3) 5人以上の参加者によって構成されること。
- (4) 参加者の2分の1以上が長久手市に住民登録されている者で構成されること。
- (5) 材料費、会場利用費等の費用が発生する場合、参加者への請求は実費の範囲内であること。
- (6) 主題が政治・宗教・営利を目的とせず、公序良俗に反していないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額及び補助回数は、別表第1に定めるところによるものとし、毎年度予算の範囲内において交付する。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、第4条に規定する補助対象事業の実施において、別表第2に掲げるもののうち、補助対象事業の実施決定から当該年度の3月31日までの間に支払いを完了した経費とする。

(補助対象事業実施期間)

第7条 補助対象事業実施期間は、原則として当該年度の4月1日から3月31日までとする。

(補助事業の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、長久手市居場所支援事業実施申請書(様式第1号。以下「事業申請書」という。)に次の書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書(様式第1-2号)
- (2) 収支予算書(様式第1-3号)
- (3) 見積書等の写しなど補助対象経費に係る支出内容が確認できる資料
- (4) 住民票、登記簿謄本、在職証明書、学生証又は在学証明書の写し等第3条第1項に規定する要件を証明する資料
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助対象事業の決定及び通知)

第9条 市長は、前条の規定により提出された事業申請書を審査の上、補助対象事業の可否を決定し、その結果について、長久手市居場所支援事業実施決定通知書(様式第2号。以下「事業決定通知書」という。)により、補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、次に掲げる条件を付し、当該補助金交付の決定をするものとする。

(1) この補助金を第4条に規定する補助対象事業の目的以外の用途に使用しないこと。

(2) 第4条に規定する補助対象事業のいずれか又は全てを実施すること。

(3) その他市長が必要と認めるもの

(補助対象事業の変更、中止又は廃止の申請等)

第10条 補助対象者は、補助対象事業の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ長久手市居場所支援事業変更等申請書(様式第3号。以下「変更等申請書」という。)を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助金の目的を損なわない事業計画の細部を変更する場合においては、この限りでない。

2 市長は、変更等申請書の提出があったときは、内容を審査の上、適当と認めるときは、長久手市居場所支援事業変更等承認通知書(様式第4号)により、補助対象者に通知するものとする。

3 市長は、前項の承認を行う場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助対象事業の支援)

第11条 市長は、第9条第1項の規定により、補助対象事業と決定した事業について、運営全般に関する支援及び広報活動等への支援を行うものとする。

(事業の取消し)

第12条 市長は、補助対象者がこの要綱に定める要件に該当しなくなったとき又は効果的な事業展開がされていないと認められるときは、補助対象事業の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助対象事業の決定を取り消すときは、長久手市居場所支援事業取消通知書(様式第5号)により当該補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助対象者は、補助対象事業を完了した日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、長久手市居場所支援事業実績報告書(様式第6号。以下「実績報告書」という。)に、次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業成果報告書(様式第6-1号)

- (2) 収支決算書（様式第6－2号）
- (3) 事業の実施に係る記録写真など補助対象事業の実施内容が確認できる資料
- (4) 領収書等の写しなど補助対象経費に係る支出内容が確認できる資料
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、当該事業が第9条第1項に規定する事業決定通知書及びこれに付けた条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、長久手市居場所支援事業補助金交付確定通知書（様式第7号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第15条 前条の規定により補助金の交付確定を受けた補助対象者が、補助金を請求しようとするときは、長久手市居場所支援事業補助金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（概算払）

第16条 市長が特別の理由があると認めるときは、補助対象者は、補助金の全部又は一部を概算払により請求することができる。補助対象者が概算払により、補助金を受けようとするときは長久手市居場所支援事業補助金概算払請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づき概算払を行うときは、長久手市居場所支援事業補助金概算払決定通知書（様式第10号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の精算）

第17条 概算払により補助金の交付を受けた補助対象者は、長久手市居場所支援事業補助金概算払精算書（様式第11号）を第13条に規定する実績報告書に添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第18条 市長は、第16条の規定による概算払で補助金の交付を受けた補助対象者に対して、第14条の規定により確定した額が、既に支払われた概算の補助金額を下回った場合は、その差額の返還を長久手市居場所支援事業補助金精算金返還命令書（様式第12号）により求めることができるものとする。

る。

(補助対象者に対する調査等)

第19条 市長は、補助対象事業の運営に関し、必要があると認めるときは、補助対象者に対し運営状況等について、調査、確認等を行うことができるものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、長久手市居場所支援事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

補助金の額	補助回数
補助対象経費の2分の1を上限とし、1万円を限度とする。	1申請者あたり同一事業につき、1回限りとする。 また、申請者が異なる場合であっても、事業内容（実施場所、事業の目的、事業スケジュール等）から同一事業と市長が認める申請は、補助を行わないものとする。

別表第2（第6条関係）

科目	内容
報償費	外部講師や専門家への謝礼等
需用費	消耗品費（1品3万円以下）、食糧費（ただし、集い場創出事業の実施に最低限必要な飲料及び茶菓子代に限る。）、修繕料（第4条に規定する事業の実施に係る市長が必要と認める内容に限る。）、印刷製本費、材料費等
役務費	郵便料、通信料等
使用料及び賃借料	会場利用費（施設使用に係る減免を受けているものを除く。）、会合運営に必要な機器等の賃借料等
その他の経費	その他市長が必要と認める経費

長久手市居場所支援事業実施申請書

年 月 日

長久手市長 殿

所在地.....

申請者名.....

(電話 — —)

長久手市居場所支援事業として事業を実施したいので、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

なお、長久手市補助金等交付規則及び長久手市居場所支援事業補助金交付要綱を遵守します。

記

事業名	
事業内容	
実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
総事業費	
補助申請額	

申請にあたり、市が、住所、税情報等を確認するために、情報が記載されている台帳等を閲覧することを承諾します。

- 添付書類
- 事業計画書（様式第1-2号）
 - 収支予算書（様式第1-3号）
 - 見積書等の写しなど補助対象経費に係る支出内容が確認できる資料
 - 住民票、登記簿謄本、在職証明書、学生証又は在学証明書の写し等申請者の所在を証明する資料

事業計画書

事業名	
実施場所	
事業の対象	
事業の目的	
事業スケジュール	
市への協力依頼	
事業の効果	

様式第2号（第9条関係）

長久手市居場所支援事業実施決定通知書

第 号
年 月 日

様

長久手市長

年 月 日付けで事業実施申請のありましたこのことについて、下記のとおり決定します。

記

- 1 事業名
- 2 補助金交付決定額
- 3 交付条件
 - (1) この補助金を長久手市居場所支援事業補助金交付要綱第4条に規定する補助対象事業の目的以外の用途に使用しないこと。
 - (2) 長久手市居場所支援事業補助金交付要綱第4条に規定する補助対象事業のいずれか又は全てを実施すること。
 - (3) 長久手市居場所支援事業補助金交付要綱を遵守すること。

長久手市居場所支援事業変更等申請書

年 月 日

長久手市長 殿

所在地.....

申請者名.....

（電話 — — ）

年 月 日付け 第 号で実施決定されました対象事業を、下記
のとおり変更・中止・廃止したいので申請します。

記

1 事業名

2 変更内容

変更事項	変更前	変更後

3 変更理由

様式第4号（第10条関係）

長久手市居場所支援事業変更等承認通知書

年 月 日

様

長久手市長

年 月 日付けで実施対象事業の変更等承認申請のありましたことについては、下記のとおり承認します。

記

1 事業名

2 変更内容

変更事項	変更前	変更後

3 交付条件

申請事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに報告し、その指示を受けること。

様式第5号（第12条関係）

長久手市居場所支援事業取消通知書

第 号
年 月 日

様

長久手市長

年 月 日付け 第 号で実施決定されました対象事業については、下記のとおり決定を取り消します。

記

- 1 事業名
- 2 取消理由

様式第6号（第13条関係）

長久手市居場所支援事業実績報告書

年 月 日

長久手市長 殿

所在地.....

申請者名.....

(電話 — —)

年 月 日付け第 号で実施決定通知のあった事業について、下記のとおり実施しましたので、長久手市居場所支援事業補助金交付要綱第13条の規定により報告します。

記

事業名	
事業内容	
実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
総事業費	

- 添付書類
- 事業成果報告書（様式第6-1号）
 - 収支決算書（様式第6-2号）
 - 事業の実施に係る記録写真など補助対象事業の実施内容が確認できる資料
 - 領収書等の写しなど補助対象経費に係る支出内容が確認できる資料
 - 参加者の住所が分かる名簿

事業成果報告書

<p>実施結果 事業成果</p>	<p>※参加人数など可能な範囲で数値化して記入してください。</p>
----------------------	------------------------------------

様式第7号（第14条関係）

長久手市居場所支援事業補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

長久手市長

年 月 日付けで提出のありました実績報告書により、補助金を下記のとおり確定しました。

記

1 補助金の額

金 _____ 円

2 その他

長久手市居場所支援事業補助金請求書

年 月 日

長久手市長 殿

所在地.....

申請者名.....[㊞]

（電話 — — ）

年 月 日付け第 号で補助金交付確定通知のありました補助対象事業については、長久手市居場所支援事業補助金交付要綱第15条の規定により下記のとおり補助金を請求します。

記

1 事業名

2 請求金額

金 _____ 円

3 振込先

金融機関名 本支店名 _____

口座種別・番号 _____

口座名義人（フリガナ） _____

4 添付書類

長久手市居場所支援事業補助金交付確定通知書の写し

長久手市居場所支援事業補助金概算払請求書

年 月 日

長久手市長 殿

所在地.....

申請者名.....㊦

（電話 — — ）

年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知のありました補助対象事業については、長久手市居場所支援事業補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり補助金の概算払を請求します。

記

1 事業名

2 請求金額

金 _____ 円

3 振込先

金融機関名 本支店名 _____

口座種別・番号 _____

口座名義人（フリガナ） _____

4 概算払請求の理由

5 添付書類

- (1) 長久手市居場所支援事業実施決定通知書の写し
- (2) 見積書等の写しなど請求金額の根拠がわかる資料

様式第10号（第16条関係）

長久手市居場所支援事業補助金概算払決定通知書

第 号
年 月 日

様

長久手市長

年 月 日付けで提出のありました概算払請求書により、下記のとおり補助金の概算払を行うことを決定しました。

記

1 補助金の概算払を認める額

金 _____ 円

2 その他

様式第11号（第17条関係）

長久手市居場所支援事業補助金概算払精算書

年 月 日

長久手市長 殿

所在地.....

申請者名.....

（電話 — — ）

年 月 日付け 第 号にて交付決定があり、概算払を受けた長久手市居場所支援事業補助金について、下記のとおり精算報告します。

記

1 事業名

2 実績額

金 _____ 円

3 交付決定額

金 _____ 円

4 概算払済額

金 _____ 円

5 精算額

金 _____ 円

様式第12号（第18条関係）

長久手市居場所支援事業補助金精算金返還命令書

第 号
年 月 日

様

長久手市長

年 月 日付け 第 号で確定した補助金額について既に支払われた概算の補助金額を下回ったため、下記のとおり返還を命じます。

記

1 事業名

2 返還命令額

金 円

交付確定額	概算払済額	返還命令額	返還期限
円	円	円	年 月 日